

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	金融庁
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	金融商品取引法（課徴金制度）の改正を受けた課徴金の現行損金不算入措置の維持		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融商品取引法の改正^(注)により、情報伝達・取引推奨行為に対する規制を導入して課徴金の対象に追加し、また、資産運用業者の違反行為に対する課徴金を引き上げることとした。</p> <p>（注）第183回通常国会において「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（平成25年6月12日）、公布（同月19日）。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記改正により新たに課徴金制度の適用対象となる者・行為に係る課徴金についても、現行と同様に、損金・必要経費に算入しない取扱いを維持する。 既存の課徴金制度については、上記改正による引上げにかかわらず、損金・必要経費に算入しない取扱いを維持する。</p>		
関係条文	金融商品取引法第167条の2、第173条～第175条の2 法人税法第55条第4項第4号、所得税法第45条第1項第10号 地方税法第23条、第32条、第72条の23、第292条、第313条		
減収見込額	[初年度]	(-)	[平年度] (-) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 適切な不公正取引規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般の金融商品取引法の改正により、新たに課徴金制度の適用対象となる者・行為及び課徴金額引上げの対象となる者・行為に係る課徴金について、既に法人税法及び所得税法上の手当てがなされている「課徴金及び延滞金」と同様に取り扱うことにより、金融商品取引法上の「課徴金及び延滞金」の税法上の取扱いを統一することで、適切な不公正取引規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築 3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
	政策の達成目標	(政策目的と同じ。)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策目的と同じ。)
	政策目標の達成状況	金融商品取引法上の「課徴金」の範囲の見直しに伴う技術的要望であるため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	新たに課徴金制度の適用対象となる者・行為及び課徴金額引上げの対象となる者・行為に係る課徴金について、既に法人税法及び所得税法上の手当てがなされている行為との税法上の取扱いを統一することで、適切な公正取引規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止することができる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	なし。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	関連せず。
	ページ	6—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>関連せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>関連せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>関連せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>関連せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>関連せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本年度からの要望である。</p>